

# 指定管理者選定委員会議案

■と き 平成30年11月15日(木)

午後1時30分～

■ところ 浦幌町役場3階 大会議室

## 1 開会

## 2 委員長あいさつ

## 3 議題

- (1) 申請結果
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング
- (3) 評価及び指定管理者候補者の選定

## 4 その他

### 〈配布資料〉

資料1 申請資格等の審査について

資料2 選定基準審査表(選定委員記入用)

資料3-1、3-2 指定申請書等

### 〈タイムスケジュール〉

13時35分～ 議題(1)

13時45分～ 議題(2)【有限会社レアス】

14時35分～ 休憩

14時45分～ 議題(3)

15時15分 終了予定

指定管理者選定委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名
識見を有する者	砂 原 政 広	砂原会計事務所所長
	後 條 州 一	税理士法人共明会計
	伊 藤 光 一	いとうリーガル総合事務所
対象施設の利用者	木 下 政 憲	
	武 藤 満 雄	
	竹 田 和 真	
町職員	鈴 木 宏 昌	副町長 ※委員長
	獅子原 将 文	総務課長
	山 本 輝 男	まちづくり政策課長
	鈴 木 広	町民課長

浦幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抜粋）  
（平成17年規則第30号）

（選定委員会の組織）

第5条 条例第14条第1項に規定する浦幌町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、10人以内の委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、必要の都度、町長が委嘱する。ただし、第4号及び第5号に掲げる者にあつては、指定管理者の候補者の選定を行う公の施設（以下「対象施設」という。）を所管する職にある者を除く。

- (1) 識見を有する者
- (2) 対象施設の利用者
- (3) 副町長
- (4) 総務課長、まちづくり政策課長
- (5) 前号のほか、浦幌町課設置条例（平成元年浦幌町条例第15号）及び浦幌町行政組織規則（平成元年浦幌町規則第13号）に定める課長及び課に属しない出先機関の長、教育委員会教育次長並びに議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び公平委員会事務局の長の職にある者。

3 委員は、対象施設に係る指定管理者との協定が締結されたときは、解職されるものとする。

4 選定委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、副町長がその任に充たる。

5 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（委員の守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議は、非公開とする。

（審議）

第8条 選定委員会は、浦幌町公の施設に係る指定管理者に応募した者について

て審議し、町長等に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

## 地方公務員法（抜粋）

(昭和25年法律第261号)

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(罰則)

第60条 左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

2 第34条第1項又は第2項の規定（第9条の2第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

## 浦幌町情報公開条例（抜粋）

（平成13年条例第19号）

（開示しないことができる公文書）

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものが記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしないことができる。ただし、当該情報が次の各号の一に該当するものであるときは、この限りでない。

（1）～（3） 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に、次の各号の一に該当する情報が記録されているときは、当該公文書に係る公文書を開示しないことができる。

（1）～（4） 略

（5） 合議制機関情報 町の委員会及び委員並びに執行機関の附属機関、専門委員その他これらに類するもの（以下「合議制機関」という。）の会議に係る情報であつて、開示することにより当該合議制機関の公正又は円滑な活動が損なわれるため、当該合議制機関が定める規則その他の規程、議決又は決定により開示しない旨を定めたもの

（6） 略

## 浦幌町附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱（抜粋）

（平成22年要綱第51号）

（会議録の作成）

第3条 実施機関は、附属機関等の会議終了後、速やかに会議録（別記様式）を作成するものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

（1） 会議の名称

（2） 事務局（担当部署）

（3） 開催日時

（4） 開催場所

（5） 出席者名及び欠席者名

（6） 会議次第及び会議結果

（7） 審議の概要（発言要旨、質問要旨及び質問に対する回答要旨等）

3 (略)

(会議録の公開)

第4条 実施機関は、前条の会議録及び会議資料を、次に掲げる方法により速やかに公開するものとする。ただし、浦幌町情報公開条例（平成13年浦幌町条例第19号）第9条に規定する公開してはならない情報又は第10条に規定する公開しないことができる情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除いたものを公開するものとする。

(1) 町のホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧

2 (略)

## 申請資格等の審査について

## 1 指定管理者申請者について（申請書受付順）

企業・団体名	所在地
有限会社レアス	浦幌町字万年358番地5

## 2 申請資格等の審査について

申請者より提出された登記簿の現在事項全部証明書、納税証明書及び欠格事項に該当しないことの宣誓書（様式5）により確認。

(1) 申請資格 ～ 申請団体は申請資格を有しています。

- ア 法人その他の団体（以下「団体」という。）とします（個人での申請は、できません）。
- イ 指定管理者となった場合は、町内に事務所又は事業所を置くものとします（申請時は、町内、町外を問いません）。

(2) 欠格事項 ～ 申請団体は欠格事項に該当しません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していること
- イ 申請書類提出時点において、本町の一般競争入札の参加停止又は指定競争入札の指名停止等の措置を受けていること
- ウ 法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- エ 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続中であること
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定する暴力団又は構成員（暴力団体の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者及びその統制下にある者であること
- カ 2年以内に本町及び他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けていること
- キ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けているには、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- ク 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ケ 浦幌町森林公園の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと

(3) 指定管理料 ～ 申請団体の提案額は限度額以内です。

提示した上限額	申請された提案額	
	企業・団体名	提案額
63,455千円	有限会社レアス	63,455千円

## 〈地方自治法抜粋〉

(関係私企業への就職の制限)

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(請負人等となることの禁止)

第142条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(委員会及び委員の設置)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- ① 教育委員会
- ② 選挙管理委員会
- ③ 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- ④ 監査委員

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- ① 農業委員会
- ② 固定資産評価審査委員会

6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 第10項 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

第244条の2 第11項 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

## 〈暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〉

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ② 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。



## 〈地方自治法施行令抜粋〉

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- ⑥ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 選定基準審査表（選定委員記入用） 浦幌町森林公園指定管理者

## 1 選定の基準等及び配点

選定の基準	審査基準		配点	評価ランク 有限会社レアス	審査の対象とする 申請書類の該当箇所
	項目	視 点			
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること（指定手続条例第4条第1号）	施設の管理運営の基本的な考え方	指定管理業務全般を通じた団体の運営方針・理念、考え方は適切か	10		事業計画書-1(1)
		施設の管理運営に対する意欲が感じられるか	10		事業計画書-1(2)
	利用者の平等な利用の確保	利用者の平等な利用が確保されているか	10		事業計画書-1(3)
	利用者の利用促進やサービス向上に向けた取組	利用促進や満足度向上への取組内容は適切か	15		事業計画書-2(1)
		利用促進への営業・広報活動の取組は適切か	15		事業計画書-2(2)
		利用者の意見の把握・反映の内容は適切か	15		事業計画書-2(3)
	利用料金制の考え方	利用料金制に関する理解や考え方は適切か	10		事業計画書-3(1)
		利用料金や減免基準の設定は適切か	10		事業計画書-3(2)、(3)
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続条例第4条第2号）	施設の役割	施設が果たすべき役割を理解し、施設の管理運営に活かす能力を有しているか	10		事業計画書-4(1)
		関係団体等との連携・協働した事業展開（利用促進や地域活性化）の取組は適切か	10		事業計画書-4(2)
		指定管理者制度を理解し、地域への貢献に関する考え方や取組は適切か	10		事業計画書-4(3)
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること（指定手続条例第4条第3号）	施設の適切な維持及び管理	施設の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方や取組は適切か	10		事業計画書-5(1)、(2)
	施設の管理運営に係る経費	収支計画・積算は適切か	10		収支予算書
		経費節減に向けた取組は適切か	10		事業計画書-6(1)
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続条例第4条第4号）	職員採用	職員の採用・確保の方策は適切か	10		事業計画書-7(1)、(2)
	人材育成	職員の研修内容・計画は適切か	10		事業計画書-7(3)
	職員配置	組織や職員の配置の考え方は適切か	10		事業計画書-8(1)、(2)
		業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容は適切か	10		事業計画書-8(3)
	これまでの実績	類似の業務を行う施設等での管理実績を有しているか	15		事業計画書-8(4)
財政的な能力	団体の財務状況は健全か	10		決算諸表	
町長が特に定める事項（指定手続条例第4条第5号）	個人情報保護	個人情報保護についての考え方、管理体制、職員への研修内容等は適切か	10		事業計画書-9
	事故防止等安全管理	利用者の事故防止策、防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制は適切か	10		事業計画書-10
	自主事業等	民間の利点や発想を活かした企画・提案が行われているか	10		事業計画書-11 事業計画書-12

## 2 各審査基準の評価ランク及び係数

- (1) AからFまでの6段階評価とします。6段階評価の目安とし、浦幌町で想定している一般的な提案は、C評価とします。  
(2) 各評価項目の配点に、評価係数を乗じて得た額を評価点とします。

評価ランク	評価視点	評価係数
A	非常に優れている／高度の能力を有している	1.0
B	優れている／十分な能力を有している	0.8
C	平均的である（浦幌町の想定する提案）	0.6
D	やや劣っている／能力が若干乏しい	0.4
E	非常に劣っている／任せることが不安	0.2
F	内容がない（記述がない）	0.0